

高島市国土強靱化地域計画

～強くしなやかなまちの実現～



令和 7 年 3 月

滋 賀 県 高 島 市

< 目 次 >

第1章 計画策定の趣旨・基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨	1
2. 基本的な考え方	2

第2章 本市の地域特性

1. 概要	4
2. 地勢	4
3. 被害を及ぼす可能性のある活断層等	6
4. 近畿圏、北陸圏の結節点に位置する交通の要衝	7
5. 周辺地域における原子力施設の立地	8

第3章 脆弱性評価

1. 評価の目的	9
2. 「起きてはならない最悪の事態」の設定	9
3. 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組の分析・評価	11
4. 事前に備えるべき目標（脆弱性の評価結果）	12

第4章 本市の国土強靱化の推進方針

1. 推進方針	23
2. 重要業績指標（K P I）の設定	23
3. 個別・横断的施策分野別推進方針	23

第5章 計画の推進と不断の見直し

1. 計画の推進	37
2. 進行管理	37
3. 計画の見直し	37

第1章 計画策定の趣旨・基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

わが国では、度重なる大規模自然災害により、その都度、多くの尊い人命を失い、莫大な経済的・社会的損失を受けてきました。未曾有の大災害となった平成23年3月の東日本大震災では、改めて自然災害の脅威を思い知らされることとなり、以降も地震・大雨等による被害は、年々甚大なものとなる傾向を辿っています。

こうした中、国では、災害により致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築を推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行するとともに、平成26年6月に国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）が閣議決定されました。その後、中長期的な見直しに基づき、国土強靱化に関する施策を計画的かつ着実に推進するため、令和5年6月に法改正が行われ、同7月に新たな基本計画を策定し、強靱な国づくりを進めています。

また、滋賀県では、国基本計画を受けて基本法第13条に基づく「滋賀県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という。）を平成28年12月に策定し、令和2年6月に改定を行い、県土の強靱化を推進しています。

本市においても、気候変動に伴う台風の大型化や短時間豪雨の発生、さらには琵琶湖西岸断層帯などの活断層による地震等、これまでに経験したことのない大規模災害の発生が懸念されているなか、地域防災計画をはじめ国民保護計画、危機管理基本計画などにより防災・減災に取り組んでいますが、今後、より一層の災害対応力と防災対策の実行性が求められているところです。

また、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威を振るう未曾有の事態が発生しました。令和5年5月に5類感染症に移行しましたが、自然災害発生時には従来の災害医療に加え、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策が必要となっています。

そのため、国基本計画および県地域計画との整合を図りながら、あらゆるリスクを見据えつつ、平時から大規模自然災害等に対する備えを行い、災害から市民の生命・財産を守り、被害を迅速に回復する「強靱な高島市」をつくるため、本市の強靱化に関する指針として、「高島市国土強靱化地域計画～強くしなやかなまちの実現～」（以下「市地域計画」という。）を令和2年7月に策定しましたが、過去の災害や近年の各地での豪雨災害、地震災害等の教訓を踏まえ、いつ起こるかわからない大規模な自然災害に対して、被害を最小限に抑える対策を平時から行うことが引き続き必要であることから、市地域計画を改訂します。

2. 基本的な考え方

(1) 市地域計画の位置付け

市地域計画は、基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として、国基本計画、県地域計画との整合を図るとともに、市の最上位計画である「高島市総合計画」との整合を図り、大規模災害を想定した市の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置づけます。

(2) 市地域計画の対象

市地域計画の対象は、「大規模地震」「風水害」および「雪害」の大規模災害とし、これにより想定される重大な被害を回避するための推進方針を定めます。

(3) 基本目標

市地域計画における基本目標として、次のとおり定めます。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産および公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

(4) 脆弱性評価

第3章「脆弱性評価」において、4つの基本目標を具体化した6項目の「事前に備えるべき目標」を定めるとともに、その目標の妨げとなるリスクを「起きてはならない最悪の事態」として示します。

◆事前に備えるべき目標

- (1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより関連死を最大限防ぐ
- (3) 必要不可欠な行政機能を確保する
- (4) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- (6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

（５）本市の国土強靱化の推進方針

第４章「本市の国土強靱化の推進方針」では、第３章「脆弱性評価」の結果をもとに、本市の国土強靱化を推進するための方針を「個別施策分野」と「横断的施策分野」に分けて示します。

＜個別施策分野＞

I 【行政機能／消防等】

I-1 行政機能

I-2 消防等

II 【住宅・都市】

III 【保健福祉医療】

IV 【エネルギー】

V 【産業・経済】

VI 【交通・物流】

VII 【農林水産】

VIII 【国土保全・土地利用】

IX 【環境・下水道】

＜横断的施策分野＞

I 【リスクコミュニケーション】

II 【老朽化対策】

III 【デジタル活用】

（６）計画期間

市地域計画の計画期間は、令和７年度から令和１１年度までの５年間とします。

なお、今後の社会経済情勢の変化や、国や県などの国土強靱化に関する施策の変化があった場合など、必要に応じて内容を見直します。

（７）SDGsの推進

2015（平成27）年の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）の視点を持って計画を策定します。



第2章 本市の地域特性

1. 概 要

本市は滋賀県（琵琶湖）の北西部に位置し、東は琵琶湖に、南西部は比良山地を境に大津市と京都府に、北西部は野坂山地を境に福井県に接しており、行政域は東西 31.1km、南北 31.3km、陸地面積が約 511 km²、琵琶湖の湖面面積が約 182 km²の合計約 693 km²で滋賀県下で最大の面積を有しています。

人口は、平成 12 年の国勢調査による 55,451 人をピークにして以降は減少傾向を辿り、令和 6 年 4 月には 45,379 人（住民基本台帳人口）となっています。

2. 地 勢

（1）地形

本市の低地部は安曇川、鴨川、石田川、百瀬川および知内川等の河川によって形成された湖西平野と呼ばれる複合扇状地と三角州低地からなる平野となっています。

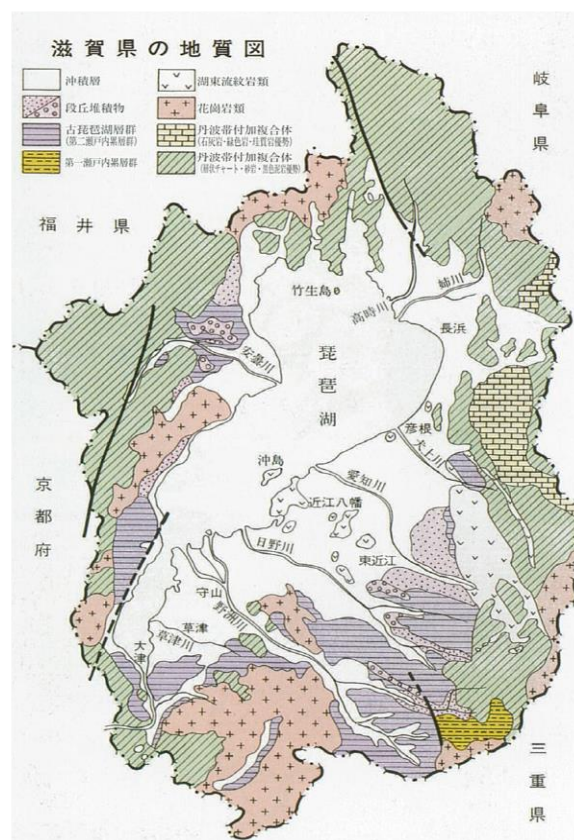
また、南部は比良山地に面し、北部は嶺南山地に接しており、市全体面積（陸地面積）の約 70%が森林となっています。これらの山々から扇状地を流れる各河川は、山地部を浸食した豊富な土砂により河床を上昇させて琵琶湖に流入しています。

（2）地質

本市の地質は平野部では安曇川、石田川、百瀬川、知内川等の堆積物によって形成された軟弱な地盤であり、大規模な地震が発生した場合、未固結の砂などでできた沖積層の分布地域では、強い揺れや地盤の液状化等により建物の倒壊だけでなく、避難路など道路の機能不全等の被害が想定されます。

また、土石流危険渓流およびこれに準ずる渓流、急傾斜地崩壊危険箇所に指定された区域が多く存在し、これらの区域では地震災害によって土石流や斜面崩壊などの土砂災害が二次的に引き起こされる危険性が非常に高くなっています。

山地部を浸食した豊富な土砂の流下により形成された天井川は、河床が周辺の土地よりも高いため、破堤した場合、甚大な被害が想定されます。



(3) 気 象

滋賀県は四方を 1,000m を超える山々で囲まれた盆地であり、また中央に総面積の 1/6 を占める琵琶湖を抱える地形的特質から気象条件は複雑になっています。気候型で県内を大別すると北部は雪の多い「日本海型」、南部は晴天の多い「瀬戸内型」の特徴をもち、本市域の気候は、日本海に近いことから日本海型気候の影響を受け、冬季は長期にわたって厳しい寒さと積雪の日が続く、山間部では有数の豪雪地帯となっています。また、晩秋にもなると「高島しぐれ」と呼ばれる地域固有の不順な天気が続きます。

①降水量

本市における年間平均降水量は 1,872.8mm と県下でも雨量の多い地域に属しています。

最近の豪雨の記録としては平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）の際には日最大降水量 223mm を記録しました。

②雪量

本市は冬季積雪が多く特に北部のマキノ地域、朽木地域、今津地域では降雪日数や降雪量が多く、平成 2 年には、今津地域で最大日降雪 89 cm を記録しました。

年	降水量 (mm)				雪 (寒候年・cm)		
	合計	日最大	最大		降雪の 合計	日降雪の 最大	最深 積雪
			1時間	10分間			
1976	2143	101	27	//	//	//	//
1977	1577	61	13	//	//	//	//
1978	1533	87	28	//	//	//	//
1979	1556	104	24	//	//	//	//
1980	1826	66	40	//	//	//	//
1981	1795	70	21	//	//	//	//
1982	1574	98	17	//	247	52	64
1983	1952	149	26	//	189	33	33
1984	1420	69	18	//	713	37	105
1985	1962	69	33	//	262	36	35
1986	1580	62	15	//	362	31	47
1987	1185	68	18	//	232	22	22
1988	2122	106	34	//	158	48	47
1989	1968	113	25	//	132	34	27
1990	1909	108	23	//	234	89	60
1991	1988	87	24	//	407	50	30
1992	1553	73	17	//	192	46	33
1993	2048	77	25	//	420	58	53
1994	1280	107	38	//	314	37	43
1995	2040	128	24	//	434	63	90
1996	1772	131	30	//	622	32	57
1997	1823	71	20	//	188	22	29
1998	1847	90	34	//	57	12	14
1999	1933	106	81	//	344	40	45
2000	1743	119	26	//	407	46	87
2001	1753	61	42	//	324	51	56
2002	1635	53	22	//	186	32	25
2003	2129	82	33	//	188	15	16
2004	2037	119	33	//	217	31	40
2005	1902	107	30	//	312	29	38
2006	2000	69	24	//	594	35	95
2007	1907	87	28	//	43	18	13
2008	1889.0	74.5	40	//	253	35	65
2009	1786.0	67.5	28.5	11.5	187	38	44
2010	2201.5	102.5	38.5	12.5	42	13	13
2011	2507.0	164.0	38.5	15.5	338	37	57
2012	2122.0	74.0	43	13	380	48	85
2013	2084.0	156.0	29	18	274	22	24
2014	1865.5	88.0	38	21.5	167	28	38
2015	2197.5	83.0	33	11.5	218	26	39
2016	1948.0	107.5	32.5	15.5	48	21	21
2017	2453.5	148.5	39.5	16	317	59	84
2018	2175.5	223.0	43.5	12	185	27	47
2019	1630.5	71.0	32.5	11.5	48	15	16
2020	2158.0	104.0	59	13.5	40	22	19
2021	2041.0	72.5	46.5	25.5	130	19	28
2022	1594.0	44.5	40.5	22	404	55	55
2023	1751.5	115.0	27	18.5	69	20	32
平均値	1872.8	95.7	31.3	15.9	259.0	35.3	44.5

(出典：彦根気象台ホームページ 今津観測史 1～10 位の値 (抜粋))

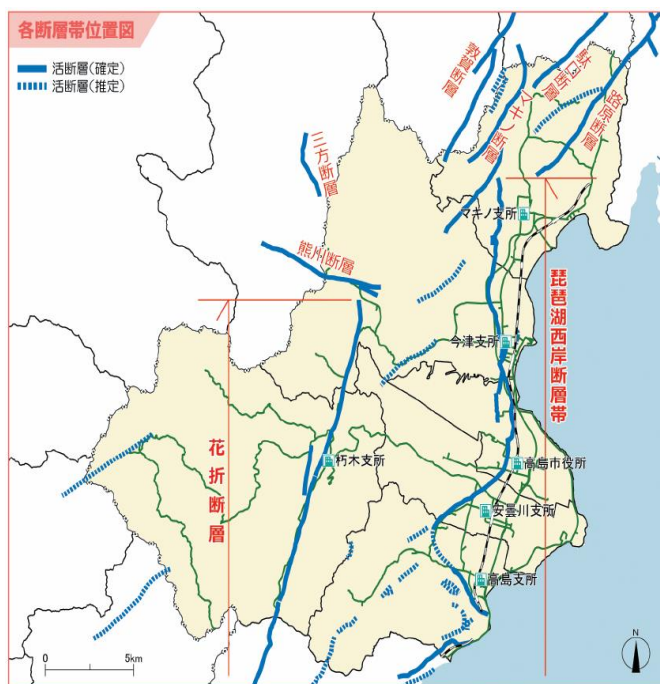
3. 被害を及ぼす可能性のある活断層等

滋賀県は、若狭湾を頂点とし、伊勢湾、淡路島を結ぶ「近畿トライアングル」と呼ばれる三角形の北の頂点付近に位置し、多数の活断層が分布しています。

本市では、琵琶湖西岸断層帯と花折断層の活断層を震源とする、大きな地震が発生する可能性があります。中でも、琵琶湖西岸断層帯の活動による地震では、平成 26 年 (2014 年) 滋賀県地震被害想定によると、高島市内の被害は最大で死者は 88 人、負傷者 1,021 人、建物全壊が 1,455 棟と想定されています。

活断層は、急峻な山地地形の成因ともなっており、その周辺地域では、地震の被害に加えて地滑りや斜面崩落などの危険性も高くなります。

また、近い将来その発生が危惧されている南海トラフ地震においては、本市を含む県内全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されています。



4. 近畿圏、北陸圏の結節点に位置する交通の要衝

本市は、古来より京都・奈良の都と北陸を結ぶ交通の要衝として栄え、中でも陸上交通は比叡・比良山麓を湖畔に沿って走る西近江路や、塩漬けされた鯖を運搬する街道であったことから鯖街道と呼ばれる若狭街道が主となり、これらの街道と大津方面への湖上交通の拠点である港町や宿場町として栄えてきました。

市内の主要幹線道路は、国道 161 号、303 号、367 号が通っており、国道 161 号は、京阪神地域と北陸地域を結び、国道 303 号は滋賀県湖北地域と福井県若狭地域を結び、国道 367 号は本市と大津市、京都市を結んでいます。

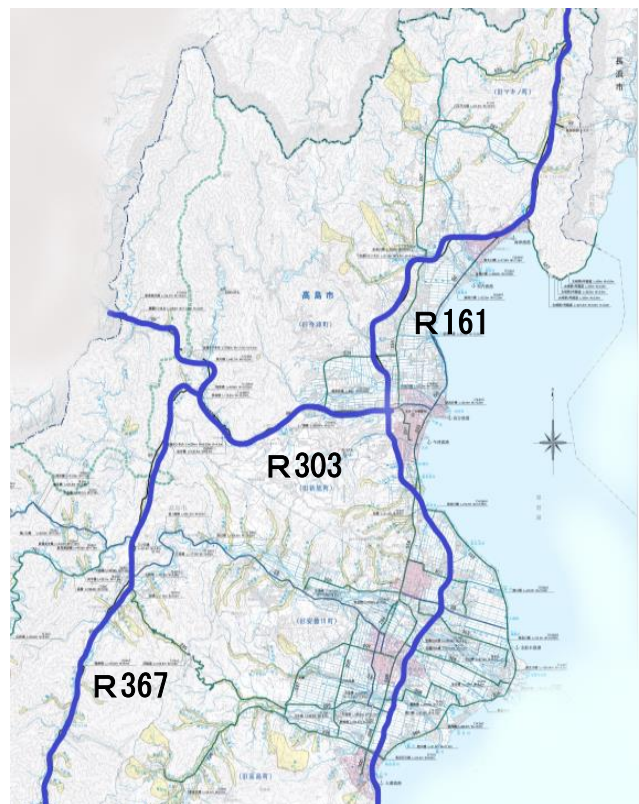
鉄道は、J R 湖西線が本市と京阪神地域とを結び人々の交通手段として重要な役割を果たしています。

こうした広域道路網・鉄道網等が寸断されれば、市民の生活に大きな影響を与えることにもなります。

【滋賀県内の鉄道路線網】



【高島市内の幹線道路網】

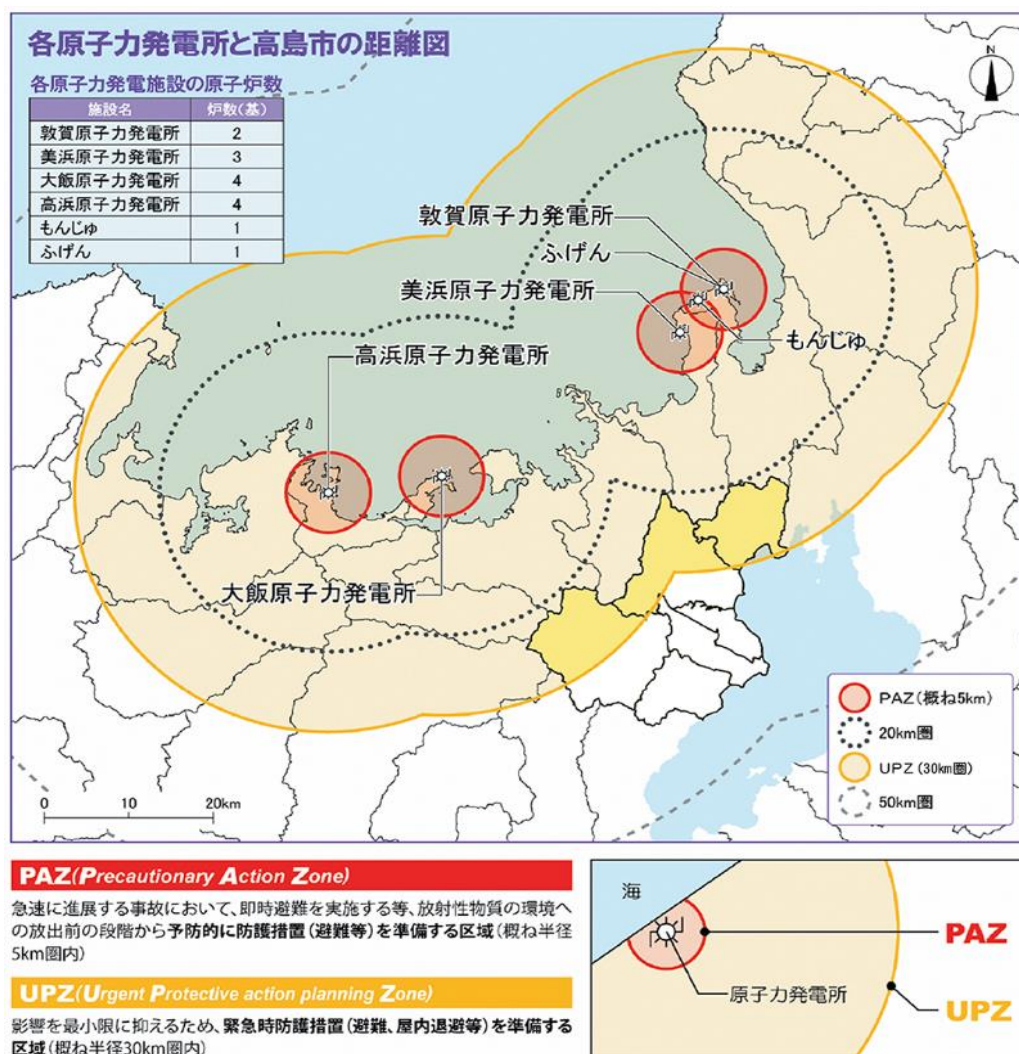


5. 周辺地域における原子力施設の立地

本市が隣接する福井県若狭地域には、全国最多の原子力発電所が集中立地しており、現在、その多くが老朽化するとともに、施設には処分先が定まらない使用済核燃料が蓄積されています。

原子力規制委員会が示す「原子力災害対策指針」では、「原子力災害対策重点区域」の範囲として、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）が定められており、PAZの範囲の目安については、原子力施設から概ね半径5km、UPZの範囲の目安については、原子力施設から概ね半径30kmとされています。

また、滋賀県が、平成23年度に独自に行った放射性物質の拡散予測結果から、本市と長浜市の一部を含む、原子力施設から最大43km圏を「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（滋賀県版UPZ）」として定めています。



第3章 脆弱性評価

1. 評価の目的

脆弱性の分析・評価は、地域の強靱化を進めるうえでその前提となる、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に対する地域の弱点を洗い出すという点で非常に重要なプロセスとなります。脆弱性の評価をもとにリスクシナリオを回避するための施策を実施します。

2. 「起きてはならない最悪の事態」の設定

6つの「事前に備えるべき目標」の妨げとなる事態として、仮に発生すれば本市に大きな影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定します。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
(1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	①大規模地震に伴う、住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	②地震に伴う密集市街地等の不特定多数が集まる施設における大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	③突発的又は広域的な洪水に伴う、長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
	④大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
	⑤暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより関連死を最大限防ぐ	①被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	②多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	③自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	④想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
	⑤医療施設および関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	⑥大規模な自然災害と感染症との同時発生

	⑦劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
(3) 必要不可欠な行政機能を確保する	①行政機関の職員・公共施設等の被災による機能の大幅な低下
(4) 経済活動を機能不全に陥らせない	①サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による競争力の低下
	②エネルギー供給の停止による社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
	③高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
	④基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	⑤金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
	⑥食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響
	⑦異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
(5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	⑧農地・森林や生態系等の被害に伴う市土の荒廃・多面的機能の低下
	①テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
	②電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスの燃料供給施設等の長期間・大規模にわたる機能の停止
	③上水道等の長期間にわたる供給停止
	④汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	⑤基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響
	⑥防災インフラの長期間にわたる機能不全

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
(6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	①大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	②災害対応・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	③広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
	④貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	⑤事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	⑥風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

3. 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組の分析・評価

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、現在実施している施策の状況を把握し、現状の課題と今後の改善策について分析・整理しました。

課題の分析、整理に当たっては、他の主体（国、県、他市町村、民間事業者、NPO等）との連携や他の主体の取組に関する課題、投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源に関する課題を含めています。

脆弱性の評価結果は、「4. 事前に備えるべき目標（脆弱性評価結果）」のとおりです。

4. 事前に備えるべき目標（脆弱性評価結果）

（１）あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

①大規模地震に伴う、住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

- ア 住宅の耐震化率について、平成19年の67.0%から平成25年には71.2%、令和2年には81.5%と推移しています。耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいことなどから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要です。
- イ 防災上特に重要な建築物や公共施設の耐震化を計画的に行う必要があるとともに、装備資機材の充実、各種訓練等により防災関係機関等の災害対応能力を向上させる必要があります。
- ウ 狭あい道路の拡幅、緑地・オープンスペースの確保、空き家対策、老朽木造住宅の密集状態を解消する土地区画整理など複合的な施策を推進する必要があります。
- エ 被災者の避難路や救援通路になる都市計画道路を整備する必要があります。
- オ 「要緊急安全確認大規模建築物」について、所有者への働きかけや支援等を通して、早期の耐震化完了を目指す必要があります。
- カ 避難路に面する民間ブロック塀等について除却や改修等の耐震対策を進める必要があります。
- キ 発災による交通安全施設の被害状況および通行止め等の交通情報を迅速に把握する必要があります。
- ク 災害対策拠点や避難所等となる公共施設の天井など非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、安全対策を進める必要があります。
- ケ 避難路沿道建築物については、耐震化を急ぐ必要があるため、所有者への働きかけや支援等をとおして、できる限り早期の耐震化完了を目指す必要があります。
- コ 道路の地下構造物の老朽化対策・耐震対策等の計画的な推進、および道路占用物件の埋設位置・老朽化対策・耐震対策等、占用者に対して適切な指導を徹底する必要があります。
- サ 速やかな避難や救助など、都市の防災機能を強化させるため、被災者の避難路や救援通路になる都市計画道路を整備する必要があります。

②地震に伴う密集市街地等の不特定多数が集まる施設における大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- ア 装備資機材の充実、各種訓練等による災害対応機関等の災害対応力を向上させる必要があります。
- イ 救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制および受援体制を強化するとともに、総合的な被災地対応の関係施策を推進する必要があります。
- ウ 地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要があります。
- エ 狭あい道路の拡幅、緑地・オープンスペースの確保、空き家対策など複合的な施策を推進する必要があります。
- オ 火災などの延焼の拡大を遮断するなど、都市の防災機能を強化させるため、災害遮断機能にもなる都市計画道路を整備する必要があります。
- カ 避難場所としての公園、緑地、広場等の整備を進める必要があります。
- キ 大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるた

め、広域的な連携体制を構築する必要があります。

ク 個々の消防職員の職務遂行能力等資質向上を図るとともに、全ての新任消防団員への教育訓練を実施する等、消防団の充実強化を促進する必要があります。

ケ 道路橋梁の耐震補強や液状化対策、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強等、交通インフラそのものの強化を進めていく必要があります。

③突発的又は広域的な洪水に伴う、長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生

ア 施設能力を超える洪水が増え、市内氾濫原の多くの箇所では浸水被害が発生する可能性があります。

「水害に強い地域づくり」による避難体制の整備等を併せることにより大きな減災効果を発揮することから、河川の氾濫とともに内水の氾濫も考慮した「地先の安全度マップ」や水防法に基づく「浸水想定区域図」など平常時における水害危険性の周知と「雨量・河川水位」や「河川防災カメラの映像」など洪水時における情報提供を通じて、住民に対して浸水被害の危険性に対する認識の促進や、安全な住まいへの誘導、市街地等の小流域河川における、突発的なゲリラ豪雨などを想定した雨量による避難判断基準の検討などを行い、災害への備えを進めることによって被害の最小化を図る必要があります。

イ 先端技術を活用するなどして、効率的、計画的に河道内の土砂の除去等を行い、河川機能を最大限に発揮させる必要があります。

ウ 異常洪水時防災操作などのダムの諸情報について、住民や関係機関に対し速やかに提供・共有できる仕組みを構築する必要があります。

エ 住民等への情報伝達手段として、全国瞬時警報システム（Jアラート）、防災行政無線、災害情報共有システム（Lアラート）、リアルタイム高島（メール配信サービス）など、多様化を図る必要があります。

オ 情報インフラ等の環境の変化に応じ、効果的な情報伝達手段を構築する必要があり、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証、住民への周知を促進する必要があります。

カ ため池、河川管理施設等において老朽化対策等を計画的に進め、国・県・地域住民・施設管理者等との連携を一層推進し、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策をとる必要があります。

④大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生

ア 関係機関が連携して、ハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を総合的に進める必要があります。

イ 山村の地域活動の停滞や農地の管理放棄等に伴う森林・農地の国土保全機能の低下、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、豪雪等により、農村や山地の災害が激甚化・頻発化する傾向にあるため、流域治水と連携しつつ、山地災害危険地区等における生命・財産の保全を目指し、荒廃地等において治山施設および森林の整備を進める必要があります。

ウ 土砂災害による住宅・建物の倒壊に対し、土砂災害特別警戒区域からの移転や建物補強による対策が必要です。

⑤暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

- ア 平時から、气象台や交通・道路管理者等の関係機関と連携を図り、暴風雪・豪雪が予測される時は情報共有を行い、住民や鉄道利用者、道路利用者に対し早い段階から情報を発信し不要不急の外出を抑制させるための情報提供を行う必要があります。
- イ 交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階から旅行者等の利用者への情報発信を行い帰宅困難者への対策を講じる必要があります。
- ウ 暴風雪や豪雪等による被災状況の情報を迅速に収集・共有を行い、的確な災害警戒活動を展開する必要があります。
- エ 降雪の影響等の情報や早期の被害情報の把握を行うシステムの拡充・運用開始等、多様な情報収集の方法を構築する必要があります。
- オ 雪害などの災害時に道路啓開等を担う建設産業における担い手の育成・確保の観点から就労環境の改善等を図る必要があります。
- カ 降雪時において、鉄道事業者から利用者に計画運休等、早期の情報提供を行うことにより、列車内での乗客が取り残される事態を回避する必要があります。
- キ 除雪機械の増強やチェーン着脱場、防雪施設および除雪・融雪施設等のハード整備を強化し、適切に更新・修繕していく必要があります。

(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより関連死を最大限防ぐ

①被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- ア 物資輸送ルートを確実に確保するため、橋梁の対策や道路防災対策を着実に進める必要があります。
- イ 代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保や輸送経路の風水害、土砂災害、雪害等の対策を着実に進める必要があります。
- ウ 輸送経路の啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要があります。
- エ 鉄道駅などの交通拠点、避難所などの防災活動の中心となる防災拠点などを結ぶアクセス道路や緊急輸送道路の整備により、災害に強い道路ネットワークを構築し、災害時でも円滑で安全・安心な道路交通を確保する必要があります。
- オ 上水道施設の耐震化を進めるとともに、緊急時の給水能力を確保するため、管路や水源の多系統化などバックアップシステムの構築を行う必要があります。
- カ 被災時における迅速な水道機能の回復や災害発生時における継続的な事業体制を維持する必要があります。
- キ 地域防災計画に基づき、各家庭において、物資の備蓄を促進する必要があります。
- ク 確実に物資を提供できるよう、民間事業者や県と連携し物資輸送体制を構築するとともに、実効的な訓練を行って不断に体制の見直しを行う必要があります。
- ケ 防災上特に重要な建築物が、大規模災害の発生によりライフラインが途絶した場合でも機能が損なわないよう、燃料備蓄やLPガス等の活用、自家発電設備やコジェネレーションシステム等の導入、断水時のトイレや電力、非構造部材を含めた耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能などの防災機能強化等を推進し、災害時に継続して使用できるようにする必要があります。
- コ 幹線道路や送電、通信施設周辺の森林における倒木により、集落の孤立をはじめ停電の長期

化が発生することから、重要インフラ周辺の予防伐採を進める必要があります。

②多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- ア 迂回ルートの確保が困難な道を保全するため、道路防災対策や輸送経路の水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進める必要があります。
- イ 緊急輸送道路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備により複数輸送ルートや湖上輸送等の確保を図る必要があります。

③自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- ア 災害発生時の救助活動拠点や防災拠点となる施設整備や耐震化等を進める必要があります。
- イ 警察救出・救助部隊、緊急消防援助隊、自衛隊等の組織が連携し、ドローン等の災害装備資機材を活用し、様々な大規模な複合災害を想定した広域的な支援を含む孤立集落の救出救助などの合同訓練を行う必要があります。
- ウ 個々の消防職員の職務遂行能力等資質向上を図るとともに、全ての新任消防団員への教育訓練を実施する等、消防団の充実強化を促進する必要があります。
- エ 災害発生時の救助・救急活動を担う自主防災組織等の人材を確保、育成する必要があります。
- オ 地方公共団体、関係機関の連携等により、活動経路の耐災害性を向上させるとともに、装備資機材の充実、官民の自動車ブローブ情報の活用等による交通状況の迅速な把握、ICTを活用した情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を進める必要があります。

④想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

- ア 公共交通機関等の被災に伴う機能停止により、帰宅困難者が発生した場合に備え、県や事業者等と連携して、一時滞在施設の確保や施設における飲料水、食料等の備蓄対策の促進や、公共交通機関等の運行状況の情報共有体制の強化を行う必要があります。
- イ 帰宅困難者への飲料水・食料品等や適切な情報の提供を図るため、災害時応援協定を締結した団体等との連携体制の強化を図る必要があります。
- ウ 交通インフラの復旧を早期に実施するため、橋梁の対策や道路防災対策を着実に進める必要があります。
- エ 代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保や輸送経路の風水害、土砂災害、雪害等の対策を着実に進める必要があります。
- オ 発災による交通安全施設の被害状況および通行止め等の交通情報を迅速に把握する必要があります。
- カ 徒歩や自転車で避難・帰宅できる環境（道路）を整えていく必要があります。

⑤医療施設および関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

- ア 公共施設、医療施設、福祉施設等において、自立・分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギー等）の整備等を促進する必要があります。
- イ エネルギー供給のためのインフラが被災した場合、エネルギー供給が不可能となるため、また、支援ルート確保のため、橋梁の対策や道路防災対策を着実に進める必要があります。
- ウ 代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保や輸送経路の風水害、土砂災害、雪害等の対策を着実に進める必要があります。

- エ ライフラインが途絶えた場合でも、災害拠点病院が一定期間機能を維持するため、自家発電装置の燃料や水を確保する必要があります。
- オ 災害医療チームの組織的連携を含めた訓練を実施する必要があります。
- カ 災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や災害派遣医療チーム（DMAT）などの保健医療福祉活動チーム、医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図る必要があります。
- キ 急性期からの災害派遣活動に必要となる現地の保健医療ニーズを把握して、保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築するとともに、派遣調整や保健医療資源を適切に配分・調整する必要があります。
- ク 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）へ早急に登録する必要があります。

⑥大規模な自然災害と感染症との同時発生

- ア 感染症の発生・まん延を防ぐため、予防接種を促進し、災害発生時には、保健所等と連携し、医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施する必要があります。
- イ 被災者の生活空間から下水を速やかに排除、処理するため、下水道施設の耐震化・耐水化と老朽化対策による耐災害性の強化を図る必要があります。
- ウ 感染症まん延下の災害発生においても円滑に対応できる医療提供体制を構築するため、感染症対策病院等の耐震化を促進するとともに、災害および新興感染症等の感染拡大時に対応可能な災害・感染症医療業務従事者の育成を進める必要があります。

⑦劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

- ア 災害時に、要配慮者への福祉的配慮がされた避難所運営が行われるよう、また、避難所以外への避難者が支援から漏れないよう、平時から避難支援関係者等と連携し対策を推進する必要があります。
- イ 災害発生時に確実に物資を提供できるよう、平時から民間事業者と連携し物資輸送体制を構築するとともに、実効的な訓練を行って不断に体制の見直しを行う必要があります。
- ウ 地域防災計画に基づき、各家庭や一次避難所において、物資の備蓄を促進する必要があります。
- エ 避難生活の中で二次的な被害（状態の重度化、関連死など）の発生を防ぎ、避難生活終了後、被災者が安定的な日常生活に円滑に移行できるよう、関係機関と連携して支援体制を構築する必要があります。

（３） 必要不可欠な行政機能を確保する

①行政機関の職員・公共施設等の被災による機能の大幅な低下

- ア 地域における防災拠点としての機能を維持するため、公共施設等の耐震化を進める必要があります。
- イ 大規模災害の発生によりライフラインが途絶した場合でも機能が損なわれないよう、燃料備蓄やLPガス等の活用、自家発電設備やコジェネレーションシステム等の導入、断水時のトイレや電力、非構造部材を含めた耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能などの防災機能強化等を推進し、災害時に継続して使用できるようにする必要があります。

- ウ 災害発生時における通信途絶リスクを軽減するため、行政情報基盤の耐災害性を強化する必要があります。
- エ 計画的な機器更改等により行政情報基盤の安定した運用を維持する必要があります。
- オ 災害発生時における行政情報基盤の機能低下に備え、多様な情報収集伝達手段を確保する必要があります。
- カ BCPおよび受援計画の策定、見直し、実効性確保のための取組を促進する必要があります。
- キ 地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制および受援体制を強化する対策について取組を進めていく必要があります。

(4) 経済活動を機能不全に陥らせない

①サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による競争力の低下

- ア 物資供給ルートを確認するため、橋梁の対策や道路防災対策を着実に進める必要があります。
- イ 代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保や輸送経路の風水害、土砂災害、雪害等の対策を着実に進める必要があります。
- ウ 企業の自主的な防災対策の促進、緊急時の対応力の強化および自社の経営管理の確認等を行うとともに、災害発災時、経済活動(サプライチェーンを含む。)を機能不全に陥らせないための態勢を確保するため、研修会等の開催等により企業のBCP策定・運用につながる実効性のある取組を促進する必要があります。

②エネルギー供給の停止による社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

- ア 燃料供給ルートを確認するため、橋梁の対策や道路防災対策を着実に進める必要があります。
- イ 代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保や輸送経路の風水害、土砂災害、雪害等の対策を着実に進める必要があります。
- ウ 発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図る必要があります。
- エ 家庭や事業所等において、自立・分散型エネルギーシステム(再生可能エネルギー等)の整備等を促進する必要があります。

③高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

- ア 危険物、高圧ガス、火薬類による災害の発生および拡大を防止するため、事業者や関係団体の自主保安体制の強化、緊急時体制の整備を促進する必要があります。また、近年の課題として、高齢化等による保安人材の不足や南海トラフ等の巨大地震を想定した耐災害性の向上および防災対策の強化について、それらの対策を講ずる必要があります。
- イ 有害物質等を排出するおそれのある工場等や浸水リスクが高いと見込まれる工場等への工場立入調査や、講習会等の機会を捉えた浸水等のリスクへの注意喚起を引き続き行う必要があります。
- ウ 本市は、若狭地域に立地する原子力施設から最短で20～25kmに位置し、市土の一部が「原子

力災害対策を重点的に実施すべき地域（滋賀県版UPZ）」に含まれます。万一、原子力災害が発生した場合、福島第一原発事故の経験を踏まえると、その被害に県境はなく、影響が広範囲にわたるおそれがあることから、原子力災害に対する十分な備えが必要です。

④基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

- ア 災害発生直後においても交通ネットワークを確保するため、橋梁の対策や道路防災対策を着実に進める必要があります。
- イ 代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保や輸送経路の風水害、土砂災害、雪害等の対策を着実に進める必要があります。
- ウ 道路橋梁の耐震補強や液状化対策、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強等、交通インフラそのものの強化を進めていく必要があります。
- エ 洪水、土砂災害等、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を進めていく必要があります。
- オ 万一の交通遮断時にも甚大な影響を回避するため、現在の通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時的確に提供していく必要があります。
- カ 鉄道施設が被災した場合、多くの帰宅困難者による混乱を招くことから、鉄道事業者による施設の防災機能の強化等対策を促進する必要があります。
- キ 発災後に道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要があります。
- ク 幹線交通の分断を回避するため、老朽化対策、道路啓開の計画策定と連携強化、農林道その他迂回路となり得る道の情報把握と共有を進めていく必要があります。
- ケ 道路啓開を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通して、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図る必要があります。
- コ 自転車や歩行者が利用する地下道について、大雨時に道路が冠水し通行が困難になることから、冠水対策が必要となります。

⑤金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響

- ア 郵便物の送達を確保するため橋梁の対策や道路防災対策を着実に進める必要があります。
- イ 代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保や輸送経路の風水害、土砂災害、雪害等の対策を着実に進める必要があります。

⑥食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響

- ア 食料輸送ルートを確保するため、橋梁の対策や道路防災対策を着実に進める必要があります。
- イ 代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保や輸送経路の風水害、土砂災害、雪害等の対策を着実に進める必要があります。
- ウ 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化に向けたハード対策の適切な推進を図るとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせる必要があります。
- エ 大規模災害発生時等においても、農畜水産物の安定供給を維持するため、流通拠点や生産基盤施設等の機能保全対策を進める必要があります。

オ 災害発生時において、必要最低限の飲料水・食料品等の物資を調達するため、災害時応援協定を締結した団体等との連携体制の強化を図る必要があります。

⑦異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

- ア 渇水による干害が予測される場合の施肥や水管理対策など、技術対策に関する事前の情報提供を充実するとともに、農業者の実践につながる生産体制づくりを進める必要があります。
- イ 現行の農業用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、老朽化が進む農業水利施設に対して、長寿命化も含めた対策を着実に進める必要があります。

⑧農地・森林や生態系等の被害に伴う市土の荒廃・多面的機能の低下

- ア 豪雨災害等による林地の被害拡大を防ぐためには、山地災害防止や水源涵養等の森林の公益的機能の発揮が重要であることから、間伐および主伐後の再生林の確実な実施と、代替輸送路として林道施設の長寿命化対策を進める必要があります。あわせて、重要インフラ施設周辺の森林整備、森林被害を防止するためのニホンジカをはじめとする鳥獣害対策を進める必要があります。
- イ 森林の公益的機能の低下を防ぐには、地域住民と地域外関係者等が一体となって森林の保全管理や山村活性化の取組、森林境界の明確化を通じた所有界の確認を進め、森林整備を行う必要があります。
- ウ 林業の担い手の確保や、CLT等の建築用木材の利用の促進を推進し、森林の多面的機能の維持・向上を進める必要があります。
- エ 地域の主体性・協働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要があります。

(5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

①テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

- ア 電力の供給停止に備え、災害対応上の重要施設において、防災行政無線等の情報通信施設の機能維持に必要な非常用電源および燃料を確保する必要があります。
- イ テレビ・ラジオ放送が中断した際にも情報提供ができるよう、防災行政無線をはじめ、メール等インターネットの活用など、代替手段となり得る行政情報の発信基盤の整備と、住民への周知を促進する必要があります。
- ウ 災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）の定期的な運用試験等により安定した運用を促進する必要があります。
- エ 電柱の倒壊等により電力等の長期供給停止を発生させないように、風水害・土砂災害対策を着実に推進する必要があります。また、電柱の倒壊が頻繁に起こる住宅密集地区域においては、電柱の地中化を検討する必要があります。
- オ ハザードマップの整備や雨量・河川水位や河川防災カメラの映像など洪水時における情報提供を通じて、浸水被害の危険性に対する認識を促し、自助、共助による避難行動や災害への備

えを進めることによって被害の最小化を図ることが必要です。

②電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスの燃料供給施設等の長期間・大規模にわたる機能の停止

- ア 家庭や事業所等において、自立・分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギーや燃料電池等）の整備等を促進する必要があります。
- イ 発災時に通常の供給体制による燃料確保が困難となった場合でも、石油関係団体との応援協定に基づき、災害応急対策車両等への供給を行えるよう、供給体制の整備を図る必要があります。

③上水道等の長期間にわたる供給停止

- ア 災害発生時において安定した供給施設の維持・確保を図るため、上水道施設の耐震化を進めるとともに、管路や水源の多系統化などバックアップシステムの構築を行う必要があります。
- イ 高島市業務継続計画（BCP）に基づき、点検・訓練等により実効性を確保していく必要があります。

④汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- ア 耐震診断の実施およびその結果を受けた下水道施設の耐震化を進める必要があります。また、県と連携してBCPを見直し、下水道機能の維持、回復力を備え、防災対応力を向上していく必要があります。
- イ 県と連携し、浄化槽台帳システムの導入など、浄化槽管理者の詳細について把握を進める必要があります。
- ウ 農業集落排水施設の維持管理適正化計画は、市内の20処理区の内13処理区が対象となりますが、20処理区の中には公共接続予定処理区が含まれており、接続時期等を踏まえて、維持管理適正化計画を検討・実施し、老朽化対策、耐震化を着実に推進する必要があります。

⑤基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響

- ア 災害発生直後においても地域交通ネットワークを確保するため、橋梁の対策や道路防災対策を着実に進める必要があります。
- イ 代替ネットワークの整備による複数輸送ルート確保や輸送経路の風水害、土砂災害、雪害等の対策を着実に進める必要があります。
- ウ 道路啓開を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通して、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図る必要があります。
- エ 発災後、交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要があります。
- オ 湖西線等が被災した場合、災害ボランティア等の被災地への支援の受入が停滞することから、鉄道事業者による施設の防災機能の強化等対策を促進する必要があります。
- カ 被害を最小限に留めるため、交通施設に関する耐震化、液状化対策など、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を進めていく必要があります。
- キ 交通インフラの維持管理、更新に関する技術開発を進め、実用化していく必要があります。

⑥防災インフラの長期間にわたる機能不全

- ア 災害関連情報を迅速かつ正確に収集・共有するため、防災情報の広域連携と効率的な情報共有化・一元管理に資するシステムの構築を目指すとともに、クラウドサービスの積極利用やバックアップ機能の充実などにより防災情報システムの強化を図る必要があります。
- イ 防災インフラを速やかに復旧するために、建設産業における担い手の育成・確保を進める必要があります。
- ウ 電力の供給停止に備え、災害対応上の重要施設において、防災行政無線等の情報通信施設の機能維持に必要な非常用電源および燃料を確保する必要があります。
- エ 住民等への情報伝達手段として、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）、防災行政無線、災害情報共有システム（Ｌアラート）、リアルタイム高島（メール配信サービス）など、多様化を図る必要があります。
- オ 情報インフラ等の環境の変化に応じ、効果的な情報伝達手段を構築する必要があり、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証、住民への周知を促進する必要があります。

（６）社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

①大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

- ア 被災後の災害廃棄物の処理を迅速に行うため、市が設置する廃棄物処理施設について、耐震化などの適切な対策を講じる必要があります。
- イ 高島市災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、関係する法令等の改定等を踏まえて、毎年度本計画の内容を点検し、必要な場合に見直しを行う必要があります。

②災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

- ア 災害発生時に復旧・復興、道路啓開等を担う建設産業における担い手の育成・確保を図る必要があります。
- イ 災害ボランティアに対し、災害発生時における円滑な活動を支援する必要があります。
- ウ 社会福祉協議会と連携してボランティアの中核となる人材を育成するとともに、専門性の高いボランティア（プロボノ）との連携について検討を進める必要があります。
- エ 道路啓開を迅速に行うなど復旧に携わる人材の確保を図るため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通して、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図る必要があります。

③広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

- ア 氾濫原の潜在的な危険性を明らかにし、ハザードマップの周知を通じて、住民に対して住居地等の浸水被害の危険性に対する認識を促し、災害への備えを進めることによって被害の最小化を図る必要があります。
- イ 地震・津波、洪水・高潮等による浸水対策や湖岸侵食対策、山地から湖岸まで一貫した総合的な土砂管理の取組を着実に推進する必要があります。
- ウ 広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等、TEC-FORCE の体制・機能の拡

充・強化等迅速な応急復旧対策・排水対策等による被害軽減に資する流域減災対策を推進する必要があります。

④貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

- ア 文化財の日常的な維持管理と計画的な保存修理を進めるとともに、引き続き文化財の耐震化、防災設備の整備等を進めることにより、文化財を適切な状態に保ち見学者等の安全を確保することが重要です。
- イ これまで文化財を守ってきた地域力の低下は、地域の中で守られてきた有形・無形の文化財の保存継承に影響するため、文化財への理解者のすそ野を広げ、有形・無形の文化財がより多くの人に支えられるような環境を作り出す必要があります。
- ウ 文化財の被害に備え、文化財行政の体制整備や文化財の修復技術の伝承をする必要があります。
- エ 文化財施設における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめる必要があります。
- オ 災害時における被害状況の収集のためにも、各地の有形無形の文化財を調査・記録しておく必要があります。

⑤事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

- ア 災害後の円滑な復旧・復興のためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となりますが、本市の地籍調査進捗率は11.3%（R4）にとどまっています。このため、引き続き区・自治会等の理解を得ながら地籍調査の推進を図る必要があります。
- イ 災害発生時における被災者の住まいの確保のため、応急仮設住宅等を円滑かつ迅速に供給できるよう平時から準備する必要があります。

⑥風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

- ア 災害発生時においても、風評被害等に対応するため、正確な情報を迅速に発信する機能を維持する必要があります。

第4章 本市の国土強靱化の推進方針

1. 推進方針

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果に基づき、本市の国土強靱化を推進するため、次のとおり個別施策分野・横断的施策分野別に推進方針を示します。

2. 重要業績指標（KPI）の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために有効な施策を選定して、重要業績指標（KPI）を設定することにより、事業の達成度合いを定期的に計測し、監視するとともに具体的な数値を可視化することにより、共通の目標として共有と浸透を図ります。

3. 個別・横断的施策分野別推進方針

◆個別施策分野

I 【行政機能／消防等】
I－1 行政機能
① 行政情報基盤の防災機能の強化 ア 行政情報基盤の防災機能の強化については、主要業務のクラウド化や庁舎の自家用発電施設整備、サーバー室の耐震化などの取組によりデータ消失のリスクに備える体制は概ね整っていますが、災害時においても行政機能をはじめ市の業務全般を維持するための通信環境の整備について、衛星通信や長距離無線通信、5G等の技術動向を注視し、今後において必要と考えられる対策について検討を進めます。 ② 災害関連情報の収集体制の整備・伝達機能の維持 ア 災害関連情報を迅速かつ正確に収集・共有するため、防災情報の広域連携と効率的な情報共有化・一元管理に資するシステムの構築を目指すとともに、クラウドサービスの積極利用やバックアップ機能の充実などにより防災情報システム等の強化を図ります。 イ 全国瞬時警報システム（Jアラート）による災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、定期的な運用訓練等の実施を促進します。 ③ 住民等への情報伝達手段の多様化・正確な情報発信 ア 住民等への情報伝達手段として、防災行政無線に加え、災害情報共有システム（Lアラート）、土木防災情報システム、リアルタイム高島（メール）など、通信障害の発生に備えた情報伝達手段の多重化に努めているところであり、災害時に情報サービスや通信インフラの機能が停止した場合には、いち早く情報発信が再開できるよう関係部署・民間事業者との連携強化を図ります。また、防災行政無線やメールシステム等の市が保有する情報システムは、情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証、住民への周知を促進し、発災時のシステムダウン対策を進めます。 イ 災害発生時など消費者が不安を抱くような社会情勢において、農産物、商品やサービスへ

の風評被害等を防ぐため、被害状況や品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信します。(情報の伝達について、情報バリアフリー化について、聴覚障害や視覚障害のある方に対しての情報保障)

ウ テレビ会議システム等を利用することにより、庁内関係者および県等の外部関係機関とのリアルタイムな情報共有を図るとともに、当システムを活用した被災地の映像送信等により災害対策本部の適切な意思決定および指示伝達を行います。

④ 業務継続に必要な体制の整備

ア 災害発生時においても、業務継続の実効性のある体制を確保するため、必要な人員や資源の継続的な確保、受援体制の強化、定期的な教育等の実施、防災訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制および業務継続計画（BCP）の見直しを行います。

イ 庁舎が被災した際の代替施設の確保を円滑に進めるため、マニュアルの点検・見直し・訓練の実施等を行います。

ウ 通信途絶が発生した場合に備え、復旧のための通信機器等の試験や手順の確認を行います。

⑤ 関係行政機関等との連携体制の整備

ア 災害発生時において被害が広範囲に及ぶ場合には、市単独では対応が困難となることから、人命や各種施設の被害を最小限にとどめ、早期の復旧・復興を図るため、国や県、民間事業者、NPO、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図ります。

⑥ 要配慮者対策の推進

ア 災害発生時における要配慮者の避難のための個別計画、要配慮者利用施設の避難確保計画の策定などの避難体制整備が促進されるよう、要配慮者利用施設への支援を行います。また、避難生活の中で二次的な被害（状態の重度化、関連死など）の発生を防ぎ、避難生活終了後、被災者が安定的な日常生活に円滑に移行できるよう、関係機関と連携して災害派遣福祉チーム（DWAT）の受け入れ態勢を整えます。

イ 広域避難所における高齢者や障がい者、子どもなどの要配慮者にとって良好な生活環境を確保し、必要な支援等が実施できる体制整備等の取組を推進します。

⑦ 帰宅困難者対策の推進

ア 公共交通機関等の被災に伴う機能停止により、帰宅困難者が発生した場合に備え、県や事業者等と連携して、帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保や施設における飲料水、食料等の備蓄などの対策を促進します。また、県や事業者等と連携して、公共交通機関等の運行状況や一時滞在施設等の情報を帰宅困難者に提供します。

イ BCP策定支援を通じて、出勤時間帯・帰宅時間帯などの発災時間帯別の対応や従業員等の施設内待機の内容を含めた計画の策定を推進していきます。

⑧ 非常用物資の備蓄促進

ア 災害発生時に備え、地域や家庭、事業所等において、非常食や生活必需品等を備蓄するよう、引き続き啓発に努めます。また、災害発生時に確実に物資を提供できるよう、平時から民間事業者や県等と連携し物資輸送体制を構築するとともに、実効的な訓練を行って不断に

体制の見直しを行います。

⑨ 被災者支援の充実

ア 国、県と連携し、大規模な自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けた世帯の生活再建を支援することにより、市民生活の安定と被災地の速やかな復興を目指します。

イ 庁内関係課が連携して、災害時に被災者が必要となる情報を集約して提供します。

⑩ 原子力災害に対する実効性ある多重防護体制の構築

ア 原子力施設の更なる安全性を確保するため、国や原子力事業者に対し、新規規制基準適合性審査等の慎重かつ厳格な実施を求め、市民の安全・安心につなげます。

イ 原子力事業者との緊密な連携協力体制を構築するため、原子力安全協定の内容の充実を図るとともに、再稼働に係る手続や、安全協定の内容および締結の範囲について、法令による明確なルール化を求めます。

ウ 災害時の防護対策の実効性の向上を図るため、平時からモニタリング資機材等のハード整備とともに、原子力防災訓練や住民とのリスクコミュニケーションの推進等のソフト対策を進めます。また、広域避難計画の実効性の向上を図るため、県と協力しながら避難先となる他市町との連携を図り広域避難対策を進めます。

《国支援対象事業》

○小中学校大規模改造事業（小中学校体育館空調設備設置工事）

I-2 消防等

① 救出・救助の災害対応能力向上・資機材等整備

ア 救出・救助について、車両を始めとする装備資機材の計画的更新、情報通信施設および通信機材の整備、必要な資格の取得などの体制強化に加え、関係機関と連携した実動訓練、ドローンの運用訓練を実施し対処能力の向上を図ります。

イ 災害時に備え必要となる資機材を防災拠点ごとに整備するとともに、水や食料などを計画的に備蓄します。

② 業務継続に必要な体制の整備

ア 災害発生時においても、通常業務等の機能を維持するため、非常時優先業務と人員計画等を明確にし、限られた人員を有効活用する業務継続体制の強化を図ります。

③ 消防人材・消防団員等の育成・確保

ア 被災時における救助・救急活動を行う人材の能力向上を図るため、県消防学校において、個々の消防職員の能率的な職務遂行能力等の資質向上を図るとともに、全ての新任消防団員が教育訓練を受けられる環境を整備します。

イ 災害発生時における救助・救急活動を担う人材を確保するため、消防・防災活動についての理解と関心を深めるなど、消防団員の確保に向けた環境を整備します。

《重要業績指標》

○消防ポンプ自動車の更新（現保有台数） (R6) 29 台 → (R11) 7 台更新

《国支援対象事業》
○消防施設設備事業
Ⅱ【住宅・都市】
① 住宅・建築物の耐震対策 ア 住宅の耐震化を促進するため、耐震性能が低いとされる在来木造住宅（昭和 56 年 5 月以前着工）に対する耐震診断・改修にかかる補助制度の活用を促します。 イ 市内の住宅や建築物に対し、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進することで、地震やアスベストに対するリスクを軽減します。 ウ 建築物の耐震化を促進するため、多数の者が利用する建築物（ホテル、店舗等）や避難路沿道建築物など、耐震診断義務付け建築物等に対する耐震診断・改修を進めるため、当該建築物の所有者に対する働きかけや助言等を行います。 エ 住宅・建築物の耐震化の一層の促進を図るため、リーフレットを活用して耐震性向上の必要性に関する知識の普及・啓発を図るとともに、補助制度等の情報提供や相談対応を推進します。 オ 避難路等の安全を確保するため、避難路等に面する民間ブロック塀等について除却や改修等にかかる補助制度の活用を促します。 カ 地震や大雨に伴う盛土の崩落による被害を防止するため、盛土の安全性の把握・対策を進めます。 キ 地震発生時における被害を軽減するため、多数の住民等が利用・参集する市有施設の耐震対策を実施します。 ② 空き家対策 ア 災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、特定空き家を発生させないよう総合的な空き家対策を推進します。 ③ オープンスペースの確保 ア 防災機能を強化するため、公園・緑地への災害応急対策施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽など）の整備を推進します。 イ 市街地の防災機能を強化させるため、速やかな避難や救助を可能にする通路機能や火災などの延焼の拡大を遮断するなど災害遮断機能にもなる都市計画道路の整備を進めます。 ④ 上水道施設の防災対策の推進 ア 災害発生時において安定した給水機能の維持・確保を図るため、上水道施設の耐震化を進めるとともに、近年の災害状況等を踏まえ、浸水対策および停電対策を進めます。 イ 被災時における迅速な水道機能の回復や災害発生時における継続的な事業体制を構築するため、上水道業務継続計画（BCP）を見直し、点検・訓練等により実効性を確保します。 ⑤ 下水道施設の防災対策の推進 ア 下水道施設が被災した場合、社会全体の復旧活動、市民生活、琵琶湖への影響が大きいことから、下水道施設の耐震化を計画的に進めます。 イ 下水道施設の耐水化・老朽化対策による耐災害性の強化を図ります。

ウ 被災時における迅速な下水道機能の回復や災害発生時における継続的な事業体制を構築するため、下水道業務継続計画（BCP）を見直し、実効性を確保するとともに、BCP 計画に従った訓練を実施して有事に備えます。

⑥ 危険物等対策の推進

ア 危険物、高圧ガス、火薬類による災害の発生および拡大を防止するため、危険物、高圧ガス、火薬類を取り扱う事業者への立入検査等を通じて、消防計画の見直しや法令に合致する対策を促進します。また、事業者や関係団体の自主保安体制の強化、緊急時体制の整備を継続して促進します。

⑦ 道路陥没を防ぐ対策の推進

ア 道路管理者と占有者が連携しながら、地盤情報を収集・共有するとともに、地下構物の耐震化や漏水等の点検・修復、路面下空洞探査や空洞の埋め戻し等の道路の陥没を未然に防ぐ対策を進めます。

イ 道路占用物の位置情報や道路境界が明確に復元できるように道路台帳システムを適宜更新するなど、災害発生時に適切な道路明示と占用物の把握が行えるように整備を進めます。

ウ 道路の目視点検に加えて路面性状調査により、舗装劣化や道路陥没の可能性が高い箇所を客観的に判定することにより、道路の適切な維持管理に努めます。

⑧ 文化財の保護

ア 引き続き、文化財の日常的な維持管理と計画的な保存修理を進めるとともに文化財の耐震化、防災設備の整備等を進めます。

イ 文化財が、より多くの人に支えられる環境を作り出すために、文化財の価値を発信し、多くの人に文化財の価値を知ってもらうための取組を進めます。

ウ 災害発生時に県や市町・所有者が連携して被害状況の把握や被害拡大防止に対応できるよう体制整備を進めるとともに、災害時の修復にも対応できるよう専門職員の資質向上を図ります。

エ 災害時における被害状況の収集のため、各地の有形無形文化財の調査・記録を推進します。

《重要業績指標》

○木造住宅耐震化率	(R2) 81.5% → (R11) 95%
○木造住宅耐震化普及促進	(R6) 500 戸／年 → (R11) 2,500 戸/5 年
○上水道基幹管路の耐震化率（市管理）	(R6) 13.2% → (R11) 14.0%
○水道施設の統合	(R6) 41 箇所 → (R11) 33 箇所
○農林業集落排水処理施設の公共下水道への接続	(R6) 14 箇所 → (R11) 19 箇所

《国支援対象事業》

- 木造住宅耐震診断員派遣事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）
- 木造住宅耐震補強案作成事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）
- 木造住宅耐震改修事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）
- 木造住宅耐震化効果促進事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）
- 木造住宅耐震化普及促進事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）
- 民間ブロック塀等撤去事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）

- 民間建築物アスベスト調査事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）
- 避難路沿道建築物耐震化支援事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）
- 土砂災害対策改修促進事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）
- がけ地近接等危険住宅移転事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）
- 水道施設改良事業
- 下水道事業

Ⅲ【保健福祉医療】

① 災害医療体制の充実

- ア 災害発生時に電気、水等のライフラインが途絶えた場合でも、災害拠点病院が一定期間診療機能を維持するための自家発電装置の燃料や水等の確保を進めるとともに、必要な支援を行います。
- イ 災害医療チームの機能維持・向上を図るため、平時からチーム間の組織的連携を含めた実効性のある訓練の実施を推進します。
- ウ 災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や災害派遣医療チーム（DMAT）などの保健医療福祉活動チーム、医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図ります。
- エ 災害発生時の医療救護班による広域的な応援・受援を円滑に行うため、県と連携し、医療救護活動訓練を推進します。

② 感染症の発生・まん延防止

- ア 災害発生時における感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種の促進やマスクや消毒液等の資機材の備蓄を進めるとともに、災害発生時には、保健所と連携し、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施します。
- イ 感染症まん延下の災害発生においても円滑に対応できる医療提供体制を構築するため、感染症対策病院等の耐震化を促進するとともに、災害および新興感染症等の感染拡大時に対応可能な災害・感染症医療業務従事者の育成を進めます。

③ 福祉避難所等の機能強化

- ア 高齢者や障がい者、子ども等の要配慮者が日常的に利用する福祉施設について、利用時にその安全が確保されるよう、一層の耐震化を図るとともに、災害時において、要配慮者が安心して生活できる福祉避難所として活用できるよう、また、利用者の安全が確保できるよう避難計画の策定など必要な施策を推進します。
- イ 高齢者又は障がい者サービス提供事業施設における事業継続計画（事業所 BCP）の取組について支援します。

《重要業績指標》

- 要配慮者施設の避難計画策定率 (R6) 80.4% → (R11) 100%

《国支援対象事業》

- 地域介護・福祉空間整備等施設整備事業

IV【エネルギー】**① 自立・分散型エネルギーシステムの整備促進**

ア 災害発生時にエネルギー供給が長期途絶する事態に備え、業務継続や経済活動継続等に必要最低限のエネルギーを確保するため、公共施設や事業所等において、自立・分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギー等）の整備等を促進します。

② 適切なエネルギー供給のための体制整備

ア 災害発生時に必要なエネルギーを確保するため、石油関係団体との応援協定に基づき、優先供給を行う災害対応上の重要施設や災害応急対策車両等の選定を行うとともに、定期的な訓練等の実施による供給体制の整備や、台風・暴風による大規模停電対策として、ライフラインに関する予防対策および応急対策を市、県およびライフライン等関係機関が連携し、効果的かつ迅速に実施するための連携体制の整備を図ります。

イ 重要インフラに近接し、森林整備が困難な森林について、放置することによる倒木や土砂流出の発生等による施設への被害を未然に防ぐ対策を行います。

《重要業績指標》

○家庭等の太陽光発電システム設置件数 (R6) 195 件 → (R11) 250 件
 ○家庭等の太陽熱温水器設置件数 (R6) 157 件 → (R11) 207 件

《国支援対象事業》

○重要インフラ施設周辺整備事業

V【産業・経済】**① 中小企業・小規模事業者の事業継続計画の策定支援**

ア 小規模事業者支援法改正（令和元年7月施行）に伴い商工会と策定した、事業継続力強化支援計画（令和2年3月）に基づき、地区内の小規模事業者に対し災害リスクの認識および、事前対策の必要性の周知に努めます。この他、災害対応のノウハウ蓄積とBCP策定支援を行える経営指導員等職員の育成を進めると共に、発災後速やかな復興支援を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制の構築に努めます。

VI【交通・物流】**① 緊急輸送道路等ネットワークの整備**

ア 冬期における災害発生時に主要道路を中心とした交通確保を図るために、国・県・警察・自衛隊・気象台等の関係機関と連携するとともに、交通確保のため、計画的に除雪機械を更新するなどの除雪体制の強化ならびに消雪施設の修繕・整備・更新を進めます。

イ 災害発生時において代替輸送路としての機能を確保するため、農林道の整備・改良や農道橋および林道橋等の耐震対策を計画的に推進します。

ウ 災害発生時において湖上輸送などの緊急輸送ネットワークとしての機能を確保するため、漁港や船溜まりの耐震対策等を図るとともに、新たな緊急輸送ネットワークの拠点として、

滋賀県公共港湾施設の整備を県に要望します。

エ 物資輸送ルートを確保するため、鉄道駅といった交通拠点、避難所といった防災活動の中心となる防災拠点などを結ぶアクセス道路の維持管理をすることにより、災害に強い道路ネットワークを構築し、災害時でも円滑で安全・安心な道路交通を確保します。

オ 公共交通機関等の被災に伴う機能停止に伴い、自家用車の避難、帰宅による交通量増加の渋滞により避難・帰宅が遅れる事態を回避するため、徒歩や自転車で避難・帰宅できる道路環境（歩道・自転車通行帯等）の整備を進めます。

カ 地震や豪雨による道路附属物の損傷や落橋を未然に防止するため、適切に維持管理を行い、道路附属物の補強対策や橋梁の耐震化対策等を進めます。また、高度経済成長期に整備した道路施設（橋梁・トンネル等）の老朽化が急激に進んでいることから、道路施設の定期的な点検を実施し、老朽化が進んでいる橋梁・トンネル等については、計画的に修繕し、道路施設の長寿命化に努めます。

キ 災害発生時に交通安全施設（標識・カーブミラー等）の倒壊を防ぐために、定期的な点検や修繕および補強対策を行います。

ク 森林の防災・保水機能の発揮のため、河川の上流域等における間伐等の森林整備のほか、防災機能の強化に向けた森林作業道の整備を推進します。

② 道路の落石・崩土対策の推進

ア 地震・豪雨等における道路交通を確保するため、落石や崩土の危険性が高い箇所について、道路斜面や法面の補強対策工事を計画的に実施します。

③ 道路啓開体制の整備

ア 災害発生後の道路交通情報の的確な把握と、迅速な経路啓開に向けて、関係機関の連携等による装備資機材の充実、情報の収集や共有、市民への情報提供などに必要な体制を整備します。

イ 災害発生後、土砂崩落等により道路の通行が困難となった場合、迅速な経路啓開のため市直営による応急仮復旧工事を実施するため、道路維持作業機械や作業車等の整備を進めます。

《重要業績指標》

○除雪機械の更新（現保有台数）	(R6) 36 台 → (R11) 10 台更新
○消雪施設の改修（現施設数）	(R6) 155 施設 → (R11) 3 施設改修
○消雪施設の新設（整備済み延長）	(R6) 117.9km → (R11) 119.3km
○道路改良済み延長（市道）	(R6) 405.7km → (R11) 408.9km
○橋梁点検数（現橋梁数）	(R6) 672 橋 → (R11) 672 橋／5 年
○橋梁長寿命化実施済み数	(R6) 51 箇所 → (R11) 60 箇所
○市民通報システム登録者数（道路損傷等）	(R6) 390 人 → (R11) 690 人

《国支援対象事業》

- 林道等改良事業
- 林道施設長寿命化事業
- 消雪設備整備事業（消雪施設台帳整備、消雪施設改修等）
- 消雪施設整備事業

- 除雪機械購入事業
- 道路整備事業
- 橋梁長寿命化事業（橋梁点検、改修等）
- 河川改修事業
- 交通安全対策事業
- 斜面对策事業（法面保護）

VII【農林水産】

① 農地・農業水利施設等の適切な保全管理

ア 農村地域における防火用水の確保や農業用水の安定供給、台風・豪雨時の速やかな排水による出水被害の軽減など、農業水利施設の多面的機能が滞りなく発揮されるよう、効率的かつ計画的な保全更新対策を推進します。

イ 農地の国土保全機能が維持されるよう、農業者が営農を継続するために必要となる整備を進めるとともに、末端水利施設を保全管理している地域の共同活動に対して支援します。また、都市住民など地域外の多様な主体との交流を広げることで、集落機能の維持・活性化を進め、地域防災力の向上につなげます。

② 農業集落排水施設の機能保全

ア 災害発生時においても、農業集落排水機能の維持を図るため、農業集落排水施設の維持管理適正化計画を策定するなど、計画的な施設の機能保全対策を推進します。

③ ため池の防災対策の推進

ア 決壊した場合に家屋や公共施設等に被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池について、利用状況や地震・豪雨・老朽化に関する評価結果に基づき、施設整備や廃池を計画的に進めます。

イ ため池が決壊した場合等に備え、迅速かつ安全に避難できるよう、地域住民と連携し、ため池ハザードマップの継続的な周知と活用を推進します。

④ 農業用ハウスを有する園芸産地の事業継続計画の策定促進

ア 園芸産地において非常時の備えが特に必要とされる、一定規模以上の農業用ハウスを有する園芸産地に対する事業継続計画（BCP）の策定の推進と農業用ハウスの補強等必要な対策を支援します。

⑤ 生産活動に対する異常渇水等対策の推進

ア 夏期の異常高温による渇水等、近年の気候変動により増大する気象リスクに対して、生産者が安定生産に向けて適切な対応ができるよう、県や JA など関係団体と連携して情報提供に努めます。また、気候変動に対する農作物への影響を最小限に抑えるための指導体制の構築などに向けて、平時より関係機関との連携に努めます。

⑥ 水産業関係施設の機能保全

ア 災害発生時における、水産物の生産・流通の基盤となる漁港・舟溜りおよびその関連施設、

ならびに増養殖施設の機能保全のため、県、水産関係団体等の管理・運営主体と情報交換を適宜行い、必要に応じ技術的助言・支援等を実施・検討します。また、市が管理する漁港・舟溜り施設について、水産関係団体等と連携し計画的な維持管理や機能保全対策、インフラの長寿命化に向けた取組を推進します。

《重要業績指標》

- 獣害防止柵の整備 (R6) 3,719m → (R11) 7,219m (3,500m/5年)
- 農業水路等長寿命化 (R6) 1,024m → (R11) 4,984m (3,960m/5年)
- ため池の防災対策 (R6) 2箇所 → (R11) 5箇所 (3箇所/5年)

《国支援対象事業》

- 獣害防止柵資材購入事業
- 農業水路等長寿命化・防災減災事業
- 農業水利施設等保全合理化事業
- 農村地域防災減災事業
- 園芸用ハウス強靱化緊急対策事業
- 漁港管理事業

Ⅷ【国土保全・土地利用】

① 安全な土地利用の促進

ア 災害リスクの見える化、建物等の立地に関する制度の活用等により、災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制を促進します。

② 流域治水の推進

ア 自助・共助・公助が一体となってハード・ソフトのあらゆる手段を総合的に実施する流域治水政策を実行するため、河川の整備や維持管理など「ながす」対策に加え、森林や農地および公園、グラウンド等の貯留機能の保全・強化を図り、降った雨を「ためる」対策、水害リスクに応じた土地利用や避難空間が確保できる安全な住まい方を推進し、被害を最小限に「とどめる」対策、浸水被害の回避・軽減のため、地域で行う水害に強い地域づくりで水害に「そなえる」対策を推進します。

③ 河川の整備適正管理

ア 市内を流れる一級河川については、整備すべき優先度の高い河川から計画的に実施されるよう県と連携を図りながら、早期整備に向け要望していきます。

イ 普通河川については、集落（区・自治会等）との協働により、適正な維持管理に努めます。

ウ 地震や豪雨等により河川が氾濫（越水）し、宅地が冠水する区域や、護岸が老朽化している普通河川については、計画的な修繕や改修工事を実施します。

④ 浸水対策の推進

ア 局地的集中豪雨の頻発による浸水被害を軽減させるため、県と連携して、雨水排水施設の整備によるハード対策と、内水ハザードマップの作成や普及啓発・訓練の実施によるソフト

対策を組み合わせた効果的かつ効率的な対策を推進します。

イ 広域化・共同化研究会の中で、県との合同による災害支援協定の締結やBCP 計画の策定等を検討します。

ウ 処理場およびポンプ場で、汚水流下機能や電源供給機能等の施設の優先度を考慮し、浸水防止措置の検討をします。

⑤ 土砂災害対策の推進

ア 命を守ることを最優先に、人家と共に、避難行動の困難性が想定される要配慮者利用施設や防災拠点・避難場所、また、災害時の緊急輸送道路や社会経済上の重要交通網の保全が可能となる箇所の土砂災害対策施設整備を、関係機関と連携して、重点的に推進します。

イ 土砂災害による住宅・建物の倒壊から生命を守るため、土砂災害特別警戒区域の住民に対し、安全な場所への移転や建物補強等にかかる住宅・建築物安全ストック形成事業の補助制度の整備を行います。

ウ 土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域にあり、土砂崩落により人家に影響をおよぼすおそれがある区域については、急傾斜地対策工事を進めます。

⑥ 山地災害対策の推進

ア 山地災害防止等の森林の多面的機能の持続的発揮を図るため、主伐・再造林など森林整備の実施と合わせ、ニホンジカの捕獲および被害対策を推進します。

イ 森林整備の促進・災害復旧の迅速化、ライフライン沿いにおける危険木除去等の減災に資する森林整備の実施などにより災害に強い森林づくりを促進します。

ウ 市内国有林については、整備すべき優先度の高い箇所から計画的に実施されるよう早期整備に向け国に要望します。

エ 治山・森林整備による防災・減災対策として、「公益的機能別施業森林」の区域内において実施する間伐等の森林整備を関係機関と連携して実施します。また、山地災害のおそれのある地区等を対象として、治山事業の整備すべき優先度の高い箇所から計画的に実施されるよう早期整備に向け県に要望します。

オ 県が設置する水源林保全巡視員による治山施設の保全状況や、森林被害に関する情報等を基に県と連携して災害の未然防止に努めます。

⑦ 鉄道施設の防災機能の強化

ア 地域交通や全国の人の移動を支える鉄道施設の防災機能を強化するため、鉄道事業者において、鉄道施設の耐震化や総合的な防災対策が実施されるよう、鉄道事業者と連携して協働・促進します。

⑧ 地籍調査の推進

ア 災害復旧・復興の迅速化を図るため、引き続き区・自治会等の理解を得ながら地籍調査を計画的に進めます。

⑨ 応急仮設住宅の整備

ア 災害発生時における被災者の住まい確保のため、応急仮設住宅等を円滑かつ迅速に供給できるよう、平時から準備を実施します。

《重要業績指標》	
○土砂災害対策施設の整備（急傾斜地）	（R6）1箇所 → （R11）3箇所（2箇所/5年）
○地籍調査進捗率	（R4）11.3% → （R11）12.1%
《国支援対象事業》	
○河川整備事業 ○浸水対策事業 ○土砂災害対策事業 ○地籍調査事業 ○森林環境整備事業	

Ⅸ【環境・下水道】	
① 有害物質等対策の推進 ア 有害物質の流出・拡散を未然に防止するため、有害物質を使用する事業者に対して、水質汚濁防止法等に基づく漏えい防止等の措置状況の把握に努めます。	
② 浄化槽の管理体制の整備 ア 災害に強く早期に復旧できるよう、法定検査の実施、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進します。 イ 災害発生時における浄化槽の躯体の損壊、槽内装置の故障等被災状況についての報告・連絡体制を構築するため、浄化槽台帳システムの導入などにより、浄化槽の管理状況を把握します。	
③ 災害廃棄物処理体制の強化・充実 ア 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に向けて、処理体制の充実・強化を図るため、適宜、高島市災害廃棄物処理計画の内容を点検し、必要な場合に見直しを行います。 イ 計画の適正な運用や、災害廃棄物処理に係る対応能力の向上等を目的に、処理対応に係る職員訓練等を実施します。 ウ 被災後の災害廃棄物の処理を迅速に行うため、「新ごみ処理施設整備基本計画（令和6年2月）」に基づき市が設置する一般廃棄物処理施設について、耐震化などの適切な対策を講じ、防災拠点機能を持たせた強靱な施設として整備を進めます。	
《国支援対象事業》	
○（仮称）高島市環境センター整備事業	

◆横断的施策分野

Ⅰ【リスクコミュニケーション】

① 防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上

ア 地域防災力の向上を図るため、住民や自主防災組織等への出前講座での研修・交流、女性や若者を含めた地域の防災リーダーとなる多様な担い手の育成、継続的な防災訓練等を実施します。また、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民の自発的な行動計画策定を促します。

イ 過去に発生した災害に関する言い伝えや、過去の災害の教訓を踏まえて減災・防災に誘う「生活防災」を浸透させていく取組なども、研修を通して促進します。

ウ 市民、事業者、国、県等と連携して、最大クラスの洪水および内水氾濫を考慮した浸水想定「地先の安全度マップ」や水防法に基づく「浸水想定区域図」を活用した避難体制の充実支援や安全な住まい方への誘導や市街地等の小流域河川における、突発的なゲリラ豪雨などを想定した雨量による避難判断の検討などを行い、地域防災力の向上を図ります。

エ 万一の原子力災害に対して「正しく知って、正しく伝え、正しく防ぐ」ため、住民とのリスクコミュニケーションを進め、知識の普及・啓発に取り組めます。

オ 次世代を担う子どもたちが「自分の命は自分で守る」ことから「地域社会に貢献できる」ようになるため、学校における防災教育と防災訓練の一層の充実を図ります。

② 災害ボランティアの活動支援

ア 災害時におけるボランティア活動は、被災地における多様なニーズに対応したきめ細かい支援対策を講じる上で重要な役割を担うことから、災害発生時には、社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアに関する情報提供、相談、登録等の実施により、災害ボランティア活動が円滑に行えるよう、平時から県や社会福祉協議会、ボランティア、NPO等が緊密な連携協力体制を築くために必要な環境整備を進めます。

③ 災害時応援協定を締結する団体等との連携強化

ア 災害発生時の物資等の供給不足や復旧・復興のための人材の確保を図るため、新たな関係団体との災害時応援協定の締結に向け協議・調整するとともに、既に応援協定を締結している団体との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通して、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図ります。

イ 帰宅困難者への飲料水・食料品等や適切な情報の提供を図るため、県が締結した災害時応援協定を活用し、関係団体等との連絡や情報交換を定期的に行い連携体制の強化を図ります。

《重要業績指標》

○防災出前講座	(R6) 206回 → (R11) 250回/5年
○自主防災組織による地区防災計画の策定率	(R6) 68.1% → (R11) 90.0%

Ⅱ【老朽化対策】

① 公共施設等マネジメント

ア 公共施設等の老朽化に伴い、今後、大規模改修や更新（建替）の時期が集中的に到来する

ことが見込まれることから、「高島市公共施設再編計画」の再編の方向性の区分、「公共施設の譲渡・廃止」、「公共施設の多機能化（集約化・複合化）」、「用途を変更し存続する公共施設（転用）」、「維持する公共施設」に基づき施設マネジメントの取組を進めます。

イ 将来にわたり、施設の効用を最大限発揮し、切れ目なくサービスを提供していくためには、それぞれの施設特性に応じた良質な性能および安全性の維持・確保が重要であるため、施設の点検・診断等を適切に実施し、劣化状況や危険箇所の早期把握・早期対応を行うことで事故の未然防止や施設の安全確保を図るとともに、災害発生時において、その機能を十分発揮できるよう、引き続き計画的な耐震対策を実施します。

ウ 施設に不具合や故障が発生した段階で事後的に対応する従来の「事後保全型維持管理（修繕）」から、不具合等の状態が深刻化する前に予防的・計画的に対策を講じる「予防保全型維持管理（修繕）」への転換を図り、施設の性能・機能の保持・回復を図るため、施設ごとの長寿命化計画等（個別施設計画）を策定し、長寿命化の取組を計画的に推進します。

《重要業績指標》

○市有建築物の延べ床面積 (R6) -38,005.80 m² → (R11) -72,000 m²

《国支援対象事業》

- 都市公園の長寿命化と安全・安心できる公園の整備事業
- 地域住宅計画に基づく事業（公営住宅等ストック総合改善事業）
- 市営住宅空家解体事業（公営住宅等ストック総合改善事業）
- 小中学校大規模改造事業（小中学校大規模改造工事・長寿命化改良工事）
- 子育て支援施設整備事業

Ⅲ【デジタル活用】

① デジタル活用による事前防災の促進・迅速な避難支援

ア 高島市DX推進戦略に基づき、防災DXの一環として、激甚化・頻発化する自然災害に備え、高度な防災気象情報等のデジタルデータの活用や最適な情報を提供できるシステムを構築することで、事前防災の促進や災害時の迅速な避難支援等の取組を進めます。

第5章 計画の推進と不断の見直し

1. 計画の推進

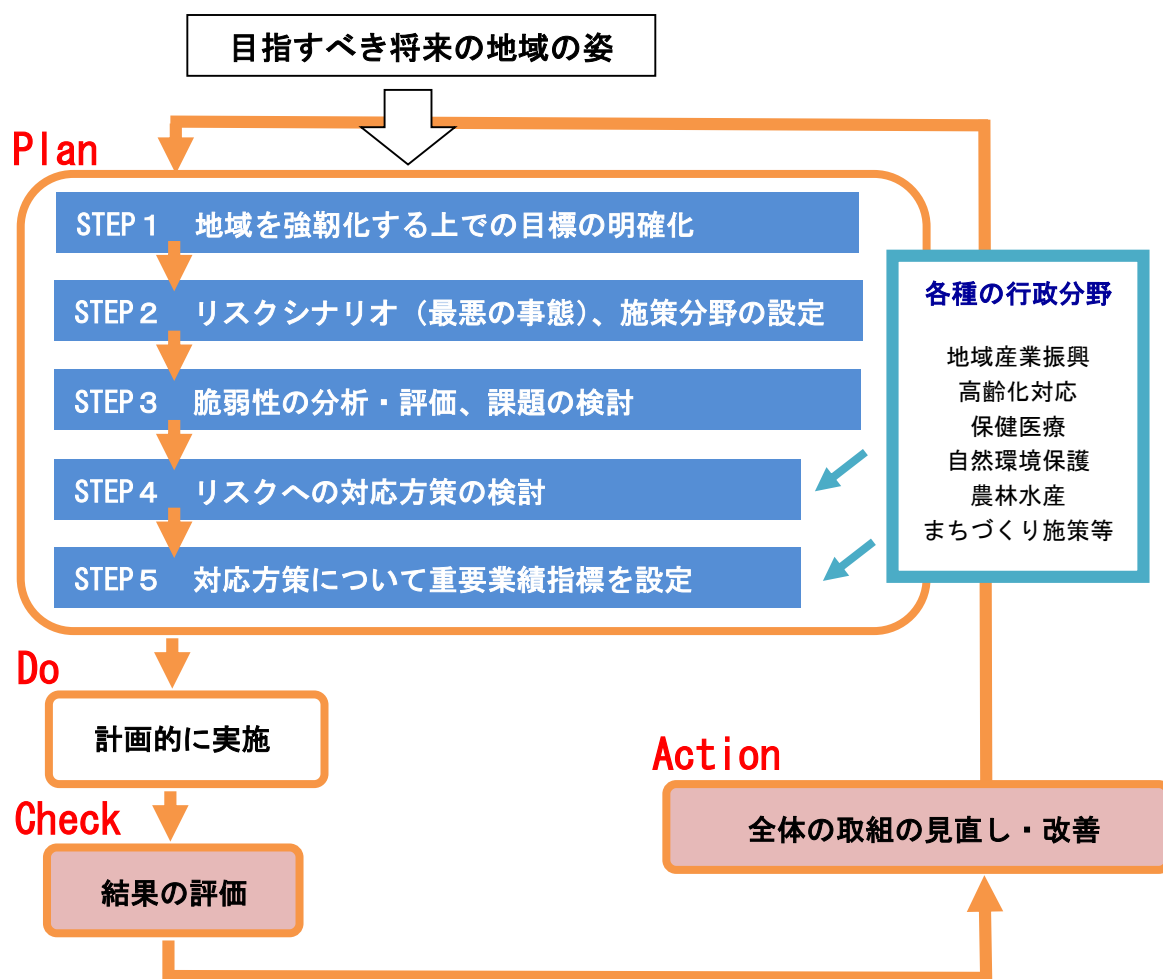
本市の国土強靱化は、市地域計画による取組だけで実現できるものではありません。国基本計画や県地域計画と調和を図りながら、国や県の取組と連携することにより、国土強靱化実現のための取組を推進していきます。

2. 進捗管理

市地域計画に定めている施策や重要業績指標（K P I）の進捗状況を毎年度把握し、評価・分析することで課題の洗い出しを行い、庁内の関係部局で連携して情報を共有しながら計画の進行を管理します。

3. 計画の見直し

市地域計画は、外部環境の変化等に応じて見直すこととします。



**高島市国土強靱化地域計画
～強くしなやかなまちの実現～**

発行／滋賀県高島市

滋賀県高島市新旭町北畑 565 番地

TEL 0740-25-8000（代）

政策部 企画広報課